

倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第12号

倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例

(目的)

第1条 この条例は、倉吉市市民参画と協働のまちづくり推進条例（平成18年倉吉市条例第34号）に掲げる基本理念に基づき、安全で住みやすく、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現を目指して市と協働で活動を推進する自治公民館への加入及びその活動への参加（以下「自治公民館への加入等」という。）に関し、市民、自治公民館、事業者、住宅関連事業者及び市等の役割を明らかにし、自治公民館への加入等を通じて地域住民の連帯感を高め、もって協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に住所又は居所を有する個人をいう。
- (2) 自治公民館 市の区域内において、地縁によってつながりを持った市民が、地域における防災、防犯、環境保全、健康増進、福祉等の活動を自主的に運営している組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁による団体を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) 住宅関連事業者 市内において住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者、住宅関連事業者及び市は、安全で住みやすく、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現のために自治公民館が果たす役割の重要性を認識し、自治公民館とともに、市民の自治公民館への加入等を促進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、一人ひとりが地域の一員であり、地域における安全・安心で快適な暮らしのために自治公民館が中心的な役割を果たしていることを理解し、自治公民館への加入等に努めるものとする。

(自治公民館の役割)

第5条 自治公民館は、第2条第2号の活動のほか、市民相互の交流、開かれた組織づくり、地域を担う人材の育成その他の市民に開かれた活動（以下「自治公民館活動」という。）の実施に努めなければならない。

2 自治公民館は、自治公民館活動の実施及びその参加の呼びかけ等を通じ、市民の自治公民館への加入等を促進するよう努めなければならない。

3 自治公民館は、市民に自治公民館活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自治公民館が果たす役割の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治公民館活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治公民館活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、その従業員がその居住する地域の自治公民館への加入等ができるよう配慮しなければならない。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、自治公民館への加入等の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対し、当該住宅が所在する地域の自治公民館に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(市等の役割)

第8条 市は、自治公民館が果たす役割の重要性について市民等の理解に資するよう、広報活動、啓発活動等を行わなければならない。

2 市は、市民の自治公民館への加入等を推進しなければならない。

3 市は、自治公民館活動を促進するために必要な支援を行わなければならない。

4 市は、自治公民館に関する施策の推進に当たっては、自治公民館の意見を尊重しなければならない。

5 市は、職員のその居住する地域の自治公民館への加入等について、配慮しなければならない。

6 市の職員は、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、積極的に自治公民館活動に参加するよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。